



今月も、介護保険で利用できるサービスの概要について紹介していきます。

◆ 特定施設入所者生活介護／痴呆対応型共同生活介護（グループホーム）

特定施設入所者生活介護

老人ホームを生活の場としているときにも介護保険のサービスが使えます。特定有料老人ホームやケアハウスに入所しているとき、要支援・要介護状態になったときは、日常生活上で必要な機能訓練などが介護保険で受けられます。

◆ サービス費用のめやす（1日につき）

| 要介護度 | サービス費用 | 自己負担額 |
|------|--------|-------|
| 要支援 | 2,380円 | 238円 |
| 要介護1 | 5,490円 | 549円 |
| 要介護2 | 6,160円 | 616円 |
| 要介護3 | 6,830円 | 683円 |
| 要介護4 | 7,500円 | 750円 |
| 要介護5 | 8,180円 | 818円 |

※おむつ代、日常生活費などの別途自己負担があります。

痴呆対応型共同生活介護（グループホーム）

痴呆状態にあるが、家庭的な環境で日常生活を送りたいお年寄りなどが、介護スタッフの支援を受けながら、5～9人で共同生活をする場です。家庭的な雰囲気の中で日常生活を送ることで、症状が回復したり安定するといった効果が期待できます。グループホームは、各地で少しずつ広がりを見せています。

■ サービスの内容

- 介護スタッフの援助を受けての食事作り、掃除、洗濯、買い物などの日常生活
- 機能訓練 ● レクリエーション ● 食事、入浴、排泄の介助 など

◆ サービス費用のめやす（1日につき）

| 要介護度 | サービス費用 | 自己負担額 |
|------|--------|-------|
| 要介護1 | 8,090円 | 809円 |
| 要介護2 | 8,250円 | 825円 |
| 要介護3 | 8,410円 | 841円 |
| 要介護4 | 8,570円 | 857円 |
| 要介護5 | 8,740円 | 874円 |

※要支援と認定された人は利用できません。

※家賃、日常生活費などの別途自己負担があります。

※入居日から30日以内の期間は、1日あたり300円加算されます。